

大分県報

令和八年
三月三十一日
号外（三九）

（火曜日）

目次

訓 令 甲	大分県部長会議設置規程の一部改正……………一
	大分県公印規程の一部改正……………一
	大分県文書管理規程の一部改正……………二
	大分県職員安全衛生管理規程の一部改正……………二
	大分県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部改正……………二
訓 令 甲	教育委員会訓令甲……………一
	人事委員会訓令……………一
	労働委員会訓令……………一
	警察本部訓令……………一
	企業局訓令……………一
	病院局訓令……………一
訓 令 甲	大分県広報委員会設置規程の一部改正……………三
訓 令 甲	教育委員会訓令甲……………四
	警察本部訓令……………四
	大分県青少年対策本部設置規程の一部改正……………四
	大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程の一部改正……………四
訓 令 甲	大分県訓令甲第八号……………本

大分県部長会議設置規程（昭和四十六年大分県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第三条第二項中「企画振興部交通政策局長」の下に「福祉保健部子ども政策局長」を加える。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第九号

大分県公印規程（昭和五十二年大分県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。
令和八年三月三十一日
本 地方 関係
各 機 関
か い

別表第一中
大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県企画振興部 交通政策局長印	大分県企画振興部 交通政策局長印	大分県企画振興部 交通政策局長印	大分県企画振興部 交通政策局長印
大分県福祉保健部 子ども政策局長印	大分県福祉保健部 子ども政策局長印	大分県福祉保健部 子ども政策局長印	大分県福祉保健部 子ども政策局長印
方21	方21	方21	方21
交通政策企画課長	交通政策企画課長	子ども未来政策課長	子ども未来政策課長

に改め、同

を

表の大分県小作主事印の項中「水田畑地化・集落営農課長」を「農地活用・営農推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十号

大分県文書管理規程（平成二十一年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第五十九条第二項中「、表彰状等」を削る。
別表第一中

「こども未来課

（こ未来）

を

「こども未来政策課

（こ未政）

に、

「水田畑地化・集落営農課

（水集営）

を

「農地活用・営農推進課

（農営）

に、

「雇用労働室

（雇労）

を

「観光誘致促進室

（観誘）

を

「雇用労働室

（雇労）

に改める。

第七号様式（その二）を削り、第七号様式（その一）を第七号様式とする。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十一号

本 地 方 機 関

大分県職員安全衛生管理規程（昭和六十年大分県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第十六条第三項第三号中「者」の下に「。ただし、職員数が十人未満の場合は、この限りでない。」を加え、同条第四項中「こととし、その数は、会長を除く委員の半数とする」を削る。

別表第一の日出別府地区安全衛生協議会の項中「東部保健所」の下に「、東部保健所地域福祉室」を加え、同表の南大分地区安全衛生協議会の項中「こども・女性相談支援センター」の下に「、こども・女性相談支援センター大分支所」を加え、同表の豊後大野地区安全衛生協議会の項中「食肉衛生検査所」の下に「、農林水産研究指導センター」を、「農林水産研究指導センター農業研究部」の下に「、農林水産研究指導センター畜産研究部（豊後大野市）、農林水産研究指導センター林業研究部きのこグループ」を加え、同表の竹田地区安全衛生協議会の項中「農林水産研究指導センター畜産研究部」の下に「（竹田市）」を加え、同表の日田玖珠地区安全衛生協議会の項中「西部保健所」の下に「、西部保健所地域福祉室」を加え、「（日田市）」を削り、同表の宇佐豊後高田地区安全衛生協議会の項中「農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ」の下に「、農林水産研究指導センター果樹グループ（宇佐市）」を加える。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十二号

知 事 部 局
議 会 事 務 局
教 育 庁
人 事 委 員 会 事 務 局
勞 働 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 会 事 務 局
警 察 本 部
企 業 局

大分県新型コロナウイルス等対策本部規程（平成二十五年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

別表第二の企画振興対策部の部の企画振興部の項中「及び大分県立美術館」を、「大分県立美術館及び大分県立アルゲリッチ記念館」に改める。

別表第三の企画振興対策部の部の芸術文化振興部の項中「及び大分県立美術館」を、「大分県立美術館及び大分県立アルゲリッチ記念館」に改め、同表の福祉保健対策部の部中「子ども未来班」を「子ども未来政策班」に改め、同部の子ども・家庭支援班の項に次の二号を加える。

- 三 障害児福祉施設等のり患状況調査及び感染拡大対策に関すること。
- 四 障害児に関すること。

別表第三の福祉保健対策部の部の障害福祉部の項第一号及び第二号中「こと」の下に「（子ども・家庭支援班の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同表の文教対策部の部の義務教育班の項第一号中「市町村立学校」の下に「及び県立学びヶ丘中学校」を加え、同項に次の一号を加える。

三 県立学びヶ丘中学校の応急措置に関すること。
別表第三の文教対策部の部の高校教育班の項中「県立学校」を「県立高等学校及び県立大分豊府中学校」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定及び別表第三の企画振興対策部の部の芸術文化振興班の項の改正規定は、同年九月一日から施行する。

○訓令 甲

- 教育委員会訓令甲
- 人事委員会訓令
- 労働委員会訓令
- 警察本部訓令
- 企業局訓令

令和八年三月三十一日

大分県報号外（訓令甲・訓令甲・教育委訓令甲・人事委訓令
・労働委訓令・警察本部訓令・企業局訓令・
病院局訓令）

大分県訓令甲第十三号

大分県教育委員会訓令甲第八号

大分県人事委員会訓令第二号

大分県労働委員会訓令第二号

大分県警察本部訓令第十四号

大分県企業局訓令第一号

大分県病院局訓令第五号

病院局訓令

大分県広報委員会設置規程（昭和五十八年大分県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県人事委員会委員長 和田 久 継
大分県労働委員会会長 清水 立 茂
大分県警察本部長 平 松 伸 二
大分県企業局長 渡 辺 淳 一
大分県病院局長 佐藤 昌 司

別表中「教育庁教育改革・企画課広報・調整班総括」を「教育庁教育改革・企画課総務・広報班総括」に、「人事委員会事務局公務員課試験・審査班総括」を「人事委員会事務局公務員課採用企画班総括」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

○訓令 甲
教育委員会訓令甲
警察本部訓令

大分県訓令甲第十四号

大分県教育委員会訓令甲第九号

大分県警察本部訓令第十五号

知事 藤 樹 一 郎
教育 委 員 会
警察 本 部

大分県青少年対策本部設置規程

平成十三年大分県教育委員会訓令甲第一号

大分県訓令甲第四号
大分県警察本部訓令甲第四号

の一部を次

のように改正する。

令和八年三月三十一日

大分県 知事 佐 藤 樹 一 郎
大 分 県 教 育 委 員 会
大分県警察本部長 平 松 伸 二

別表第二中「福祉保健部こども・家庭支援課長」を「福祉保健部こども政策局こども・家庭支援課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十五号

大分県教育委員会訓令甲第十号

大分県警察本部訓令第十六号

知事 藤 樹 一 郎
教 育 委 員 会
警 察 本 部

大分県訓令甲第二十四号

大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程

平成十五年大分県教育委員会訓令甲第九号

大分県警察本部訓令甲第十七号

号 号
の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

大分県 知事 佐 藤 樹 一 郎
大 分 県 教 育 委 員 会
大分県警察本部長 平 松 伸 二

別表第二中「水田畑地化・集落営農課長」を「農地活用・営農推進課長」に改める。
別表第三中「こども未来課長」を「こども未来政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。